

防人服第13758号
26. 9. 17
一部改正 防官文(事)第158号
令和6年3月29日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省におけるハラスメントの防止に関する検討委員会の設置について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

防衛省におけるハラスメントの防止に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1 ハラスメント（パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第17号）第2条第1号に規定するパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第29号）第2条第1号に規定するセクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第73号）第2条第1号に規定する妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。以下同じ。）の防止に関する有効な施策を積極的に推進するため、防衛省におけるハラスメントに関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(防衛大臣への報告)

第2 委員会における検討結果は、防衛大臣に報告するものとする。

(構成)

第3 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 防衛副大臣
- (2) 副委員長 事務次官
- (3) 委員 人事教育局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長

2 委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を助け、会務を整理する。

(幹事会の設置等)

第5 委員会の下に、ハラスメントの防止に関する有効な施策に資する検討を行うため幹事会を置く。

2 幹事会の構成は、次のとおりとする。

(1) 幹事長 人事教育局長

(2) 幹 事 統合幕僚監部総務部長

陸上幕僚監部人事部長

陸上幕僚監部教育訓練部長

海上幕僚監部人事教育部長

航空幕僚監部人事教育部長

3 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。

4 幹事長は、幹事会における検討のため必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(作業部会)

第6 幹事会の下に、幹事会における検討に必要な作業を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、幹事長が指名する部会長及び部会員をもって構成する。

(関係部局の協力)

第7 委員長、幹事長及び部会長は、委員会、幹事会及び作業部会における検討のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係者の出席、資料の提出その他の協力を求めることができる。

2 関係部局は、前項の要求があった場合はこれに応じ、協力するものとする。

(省内の関連会議等との連携)

第8 委員会は、省内に設置している他の会議等の枠組みにおいてハラスメントの防止に関連する検討を行っている場合には、当該枠組みと密接に連携し、ハラスメントの防止に関する有効な施策について効率的に検討を進めるものとする。

(庶務)

第9 委員会に関する庶務は、人事教育局サービス管理官において処理する。

(委任規定)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会及び作業部会の運営に関し必要な事項は幹事長がそれぞれ定める。